

平成17年(モ)第3015号

申立人 シヤムスリ他8396名、WALHI

被申立人 国、国際協力銀行

文書提出命令申立に対する意見書

平成17年7月7日

東京地方裁判所民事第49部合議A係 御中

被告国際協力銀行

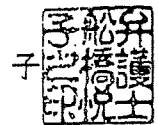
訴訟代理人弁護士

前 田



同

船 橋 悦



同

矢 嶋 雅



同

野 宮



同

二 本 松 裕



上記前田復代理人弁護士

原 田 伸



同

森 下 真



被告国際協力銀行（以下「JBIC」という。）は、原告らが原告ら2005年6月7日付意見書（以下「原告ら6月7日付意見書」という。）において述べる追加の意見に対し、必要と認める限度において以下のとおり意見を述べる。

記

1 JBICは原告らの主張する内容の回答をしていないこと。

原告らは、原告ら6月7日付意見書5頁第2（1）ウ第3段落2行目ないし4行目及び10頁第5の3、1行目ないし3行目において、「JBICは、2005年4月28日の進行協議期日において湛水再開に関する文書はすでに提出したもの以外には存在しないと回答した」と主張している。しかし、JBICが同期日において述べたのは、原告ら2005年3月10日付文書提出命令申立書に係る文書提出命令申立との関係において、湛水に関し、原告らが文書提出命令申立で要求しているような文書は存在しないと認識しているということであり、「湛水再開に関する文書はすでに提出したもの以外には存在しないと回答し」てはいない。

（なお、JBICは、平成17年4月28日付進行協議期日にかかる進行協議期日期日経過表の記載内容が不正確である旨、当該経過表受領後直ちに裁判所に連絡した。その際、裁判所からは、進行協議期日期日経過表上の記載については、口頭弁論調書と違って法的効力が認められない以上訂正するまでのこともなく、原告らから主張があった場合には、その時点で反論すれば十分であるとの回答を得ている。）

2 湛水②文書墨塗部分は民事訴訟法第220条4号ロ及びハに該当すること。

原告らは、原告ら6月7日付意見書8頁第3の3において、湛水②文書墨塗部分（丁B9号証2枚目3行目から8行目にかけての墨塗り部分）は、民事訴訟法

第220条第4号ロに該当しない旨主張している。

しかし、湛水②文書は、当然JBICが行う海外経済協力業務の一業務たる円借款の遂行に関連する文書であるから、JBICの平成17年1月27日付「文書提出命令申立に対する意見書」第2の1(2)第1段落において主張したことで同様の理由により「公務員の職務上の」文書に該当する。また、湛水②文書墨塗部分が開示されると、JBICとインドネシア共和国政府間の信頼関係が毀損されるおそれがあるばかりか、JBICは他の借入国政府との関係においてもその信用を喪失するおそれがあり、結局、JBICの国際的信用を失墜させ、ひいては日本国の国際的信用を失墜させ、今後日本国やJBICが諸外国との間で行う外交政策、円借款業務又は円借款契約交渉に回復し難い悪影響を与えることとなり、以後JBICは業務を遂行することが著しく困難になることが予想される。これは、同号ロの「(公務員の職務上の秘密に関する文書で)その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に該当する。そして、湛水②文書墨塗部分は、同時に、「職業の秘密」(民事訴訟法第197条1項3号)にも該当し、黙秘の義務も免除されていないことから、民事訴訟法第220条4号ハにも該当する。

したがって、湛水②文書墨塗部分は民事訴訟法第220条4号ロ及びハの各非開示事由に該当することから、被告JBICは湛水②文書墨塗部分について文書提出義務を負わない。

以 上